

平成26年11月21日
富山労働局

労働保険徴収室における通知書類の誤送付について

富山労働局（局長 吉田 研一）は、労働保険徴収室（以下「徴収室」という。）における中小事業主等の特別加入承認関係書類の誤送付について、下記のとおり事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

徴収室において、A事業場に係る特別加入承認関係書類をA事業場が労働保険事務を委託するB労働保険事務組合（以下「B事務組合」という。）に、またC事業場に係る特別加入承認関係書類をC事業場が労働保険事務を委託するD労働保険事務組合（以下「D事務組合」という。）にそれぞれ郵送すべきところ、A事業場分をD事務組合に、C事業場分をB事務組合に誤って送付するという事案が発生した。

誤送付した書類には、特別加入者（事業場の代表者）の氏名、生年月日、現在の給付基礎日額の個人情報それぞれ1名ずつ記載されていた。

2 事実経過等

- 平成26年11月5日、B事務組合及びD事務組合に書類を発送した。
- 平成26年11月6日、B事務組合の担当者が、C事業場に係る書類を徴収室に持参したことから誤送付を確認した。
- 同日、徴収室の職員がD事務組合に赴き、郵送物を確認したところ、A事業場に係る書類が混入していたため、これを回収した。
- 同日、徴収室の幹部職員がC事業場の特別加入者宅に赴き、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。
- 同月7日、徴収室の幹部職員がB事務組合、D事務組合及びA事業場の特別加入者に経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

3 再発防止策

- 徴収室においては、平成26年11月7日、非常勤職員を含む全職員に対し、事案の概要を説明するとともに、改めて書類の作成及び送付時における情報漏えい防止のため、読み合わせによるダブルチェックなどの基本的な事務処理を徹底するよう指示した。
- 労働局においては、平成26年11月7日、労働局各課・室、各監督署・安定所の所属長に対して、労働局、監督署及び安定所において同種事案が発生しないよう、誤送付防止のための基本業務の徹底を指示した。

「担当」

富山労働局総務部労働保険徴収室

室長 作田 文男

室長補佐 小泉 利光

電話 076(432)2714